

環第 432 号

平成21年7月6日

経済産業大臣 二階 俊博 様

千葉県知事 鈴木 栄治

君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書に対する
意見について(通知)

平成21年1月15日付けで君津共同火力株式会社から送付された標記準備書に対する意見について、電気事業法第46条の13の規定により、別添のとおり提出しますので、事業者の指導について、よろしく申し上げます。

君津共同発電所6号機増設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見

平成21年1月15日付けで送付された君津共同発電所6号機増設計画環境影響評価準備書について、環境保全の見地に立ち、大気質、水質、温室効果ガス等の調査、予測及び評価並びに環境保全対策を慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、新日本製鐵株式会社君津製鐵所構内で発生する副生ガスの有効活用と安定電力の確保を目的とし、コンバインドサイクル方式の発電設備を増設する計画です。

対象事業実施区域は京葉工業地帯に位置しており、周辺の大気質及び海域の水質等において一部環境基準を超過している状況にあります。

これらのことから、事業の実施に当たっては、事業特性及び地域特性を十分踏まえ、当該事業による環境への負荷のより一層の回避又は低減を図るよう指導願います。

記

1 大気質にかかわる事項

施設の稼働に係るばい煙について、対象事業実施区域周辺は電力、鉄鋼等を中心とする大気汚染物質の固定発生源が集中していることから、環境への負荷の低減に努めること。

2 騒音にかかわる事項

施設の稼働に係る低周波音について、既設の発電設備の低周波音の状況を確認した上で、必要に応じて予測、評価すること。

3 水質にかかわる事項

- (1) 温排水の拡散予測について、「君津共同発電所5号機環境監視計画に基づく調査」(以下「君津5号機モニタリング」という。)など5号機稼働後の水温データの整理及び解析を行った上で、予測、評価に反映させること。
- (2) 温排水の拡散予測に用いた数理モデルは、「君津共同発電所5号機新設計画 環境影響評価書」(以下「君津5号機評価書」という。)において使用したモデルであることから、「君津5号機モニタリング」の結果を用いて、その妥当性を明らかにすること。

(3) 施設の稼働に係る排水について、放流先の海域において全窒素が環境基準を超過している状況にあることから、窒素の排出量を可能な限り低減すること。

4 陸生生物にかかわる事項

環境影響評価方法書に対する経済産業大臣の勧告により環境影響評価項目に選定された動物（重要な種及び注目すべき生息地）及び植物（重要な種及び重要な群落）について、「君津5号機評価書」の調査結果及び確認調査で現状を把握できるとした理由を明らかにした上で、必要に応じて補足調査を実施し、適切に予測、評価すること。

5 海生生物にかかわる事項

海域に生息、生育する動植物について、主な海生動植物の分布及び生息、生育特性に関する知見と、温排水拡散予測結果との比較、検討を行った上で予測すること。

6 廃棄物等にかかわる事項

6号機増設に伴い増加する廃棄物について、汚泥の再資源化を検討するなど最終処分量の削減に努めること。

7 温室効果ガスにかかわる事項

6号機増設に伴い、発電所全体の二酸化炭素の排出量及び排出原単位が増加することから、温室効果ガスの排出抑制に係る社会的責任を踏まえ、二酸化炭素の排出量削減に努めること。